

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

美作市は、岡山県の北東部に位置し、北は鳥取県、東は兵庫県と接しており、大阪からは約2時間程度の位置関係にある、中山間地の自治体です。

当市は、地勢的に京阪神に近接していることから、関西方面の企業を中心に積極的な企業誘致活動に継続的に取り組んで参りました。それに加えて、地場製造業を中心に産業集積を果たしたことにより、市内経済及び周辺地域の活性化に大きな役割を果たして参りました。

しかしながら、近年市内の中小企業をとりまく環境は大変厳しい状況にあります。市内の人口は市制以降後、一貫して減少を続けており、2005年には32,330人であった人口は、2040年には18,234人まで減少するものと推計されています。

また、少子高齢化等の影響により、全年齢階層において人口減少が進行することから、労働力確保はより深刻な課題になるものと予測されます。この他にも、後継者不足、産業設備の老朽化による生産性の低下等の課題が山積しています。

このため、市内の産業を維持していくためには、中小企業が先端設備等を導入し、労働生産性を飛躍的に向上させることで、強固な事業基盤を築くことが喫緊の課題と言えます。

(2) 目標

美作市では、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、市内の中小企業者の先端設備等の導入を促進することで、美作市内の設備投資の新陳代謝と、強固な生産基盤の確立を図り、市内の産業振興を図ります。

これを実現するための目標として、計画期間中に20件程度（年間10件程度）の先端設備等導入計画の認定を目標とします。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とします。

2 先端設備等の種類

美作市の産業は、農林業、金属加工製品・機械製品を中心とする製造業、湯郷温泉等を中心としたサービス業など多岐に渡っており、これらの産業が地域の雇用や消費の面で市内経済を支えています。このため、多様な産業を包括的に支援する必要があることあるため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全て（ただし、下記3（2）で定める対象業種・事業に係るものに限る。）とします。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

美作市は、平成17年に6町村が合併して誕生した市であり、産業基盤が市内各所に分散しています。このため、広範な地域において事業者の生産性の向上を実現する必要があることから、本計画の対象区域は市内全域とします。

(2) 対象業種・事業

美作市の産業は、農林業、製造業、サービス業と多岐に渡っており、これらの産業が有機的複合的に市内の経済及び雇用を支えています。このため、多くの産業で生産性向上を実現させる必要があります。しかしながら、近年設備投資の著しい太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー発電事業に関しては、経済波及効果が雇用に結びつくことが少なく、産業集積等の効果も希薄です。このため、本計画において対象とする業種は、再生可能エネルギー発電事業を除いた全業種とします。

なお、この場合における再生可能エネルギー発電事業とは、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」第9条第1項に規定する「再生可能エネルギー発電事業」（同法第2条第3項第1号から6号に規定する全ての「再生可能エネルギー源」を含む。）を指します。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新製品開発、自動化による省力化、IT導入による業務改善、省エネ事業等多岐に渡るものと推測されます。このため、本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資するものと見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とします。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日までとします。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間又は5年間とします。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

本計画においては、雇用安定に配慮するものとし、人員削減等を前提とした先端設備等導入計画は認定の対象から除外するものとします。

本計画においては、暴力団等の反社会的勢力の直接・間接的な関係のある取組や、公序良俗に反する取組に関しては対象から除外するものとします。